

蒲郡市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月

蒲郡市教育委員会

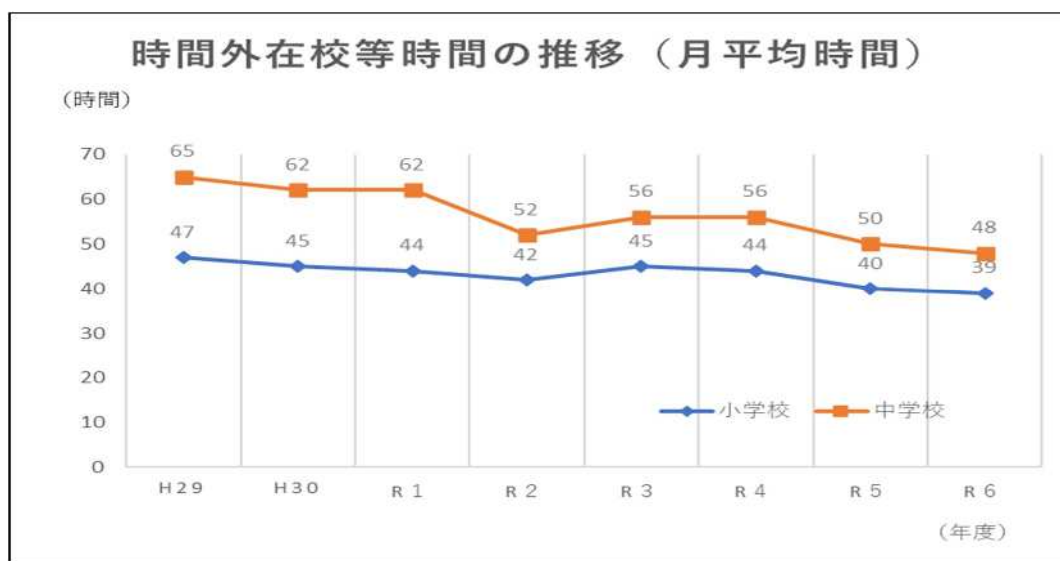
目 次

1. 計画の趣旨・現状	1
2. 目標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて	6

1. 計画の趣旨・現状

(1) 計画の趣旨

- 蒲郡市教育委員会では、教育職員が「働きやすさ」と「働きがい」を実感でき、子どもたちによりよい教育を行うことができる環境づくりを推進するため、平成30年3月に「学校業務見直し推進プラン」を策定した。それ以降、市教育委員会と学校が一体となって、教育職員の時間外在校等時間の縮減に取り組んできた。



- しかしながら、国が目標として掲げている「1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教育職員の割合を100%とすることをめざす」「年間の1箇月時間外在校等時間の平均が30時間程度となることをめざす」からは乖離しており、大きな課題が残っている。
- 本計画は、学校における働き方改革を更に強力に推進し、教育職員が心身ともに健康な状態で教育活動を行うことができ、蒲郡市教育振興基本計画の基本理念である「ともに学びともに生きる～多様な出会いを大切に～」の実現に向かうことができる教育環境を構築するため、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）第8条に基づき、策定するものである。また、必要に応じて、随時、取組の追加等のアップデートを行うものである。
- 本計画は、給特法第2条第2項に規定する教育職員以外の学校職員（学校事務職員、学校栄養職員等）も対象に含める。

(2) 本市の現状

- ・ 本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度の実績は次のとおりである。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況（令和5年度との比較）】

■小学校

	月平均時間	月45時間超の割合	月80時間超の割合
令和6年度	39.3時間	39.4%	5.0%
令和5年度	40.3時間	38.4%	5.5%
増減	-1.0時間	+1.0%	-0.5%

■中学校

	月平均時間	月45時間超の割合	月80時間超の割合
令和6年度	48.3時間	51.4%	14.1%
令和5年度	50.3時間	54.0%	18.8%
増減	-2.0時間	-2.6%	-4.7%

- 時間外在校等時間は、小・中学校において減少傾向にあるものの、月45時間を超える教育職員の割合は、中学校が50%超、小学校が40%程度であり、高い。
- その要因として、校務分掌など担当業務に係る文書事務や、授業等に係る教材研究・採点作業の業務負担が大きいことが考えられる。中学校においては、生徒指導や部活動などの業務負担が大きいと感じている教育職員が多く、校務の削減・平準化、日課表等の見直し、部活動の見直し等を行い、放課後の時間等にゆとりをもたせるなど、質の高い教育を提供するための時間的余裕を創出する必要があると考える。

2. 目標

- 本計画において達成をめざす目標は以下のとおり

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする
- ・ 教育職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下にする

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標【令和6年度の数値】

- ・ 年間の年次休暇を15日以上取得する教育職員の割合を60%以上にする
【55.0%】
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる
【10.1%】
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を75以下とする 【76.1】
- ・ ストレスチェック「働きがいがある仕事だ」という質問に対して、「まあそうだ」「そうだ」と回答する者の割合90%以上を継続する 【91.0%】

3. 計画の期間

- ・令和8年度から令和11年度まで（4年間）

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下に挙げた内容（1）から（3）について取り組む。
 - ※ 各取組の主体を明確にするため、項目ごとに以下の記号を付記する
 - ・市教育委員会が取り組むこと→【委】
 - ・学校が取り組むこと→【学】
 - ・教育職員が取り組むこと→【教】

(1) 文部科学省が示す「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

イ 学校以外が担う業務

- ◆ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）
 - ・保護者や地域の方等と連携し、学校周辺の通学路や校門付近における日常的な交通整理・交通指導を行う。【委・学】
- ◆ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応（「3分類」②関係）
 - ・学校における自主的な見回りは、原則行わないこととする。【学】
 - ・6月の学校警察連絡協議会において、補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。
【委・学・教】
- ◆ 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）（「3分類」③関係）
 - ・会計担当事務職員の導入を検討する。【委】
- ◆ 保護者からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）
 - ・保護者等からの直接苦情等に対応する相談窓口を市教育委員会内に設置することを検討する。【委】
 - ・学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備すること等、市教育委員会が他の行政機関と連携して当該苦情等に対応する体制を構築することを検討する。
【委】

□ 教師以外が積極的に参画すべき業務

◆ 調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・教育委員会から発出する文書について、精査（スクリーニング）を行い、削減する。また、調査・照会については、内容について精査し、調査量・調査数ともに削減する。【委】
- ・調査・統計等を学校事務職員が担当できるものは、引き続き回答をしていくよう努める。【学】

◆ 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校事務職員が参画できるような体制を整える。【学】

◆ ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・4校に1名のICT支援員を配置し、各学校のICTを活用した授業支援や機器の日常的な保守・管理を行う。また、ICT支援員の業務内容が拡充できるよう、市長部局及び関係機関に働きかけていく。【委】

◆ 校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学校外部の業者等に委託ができるか、研究をしていく。【委】
- ・スクールサポートスタッフや校務補助員の業務内容に、校内清掃を位置付ける。【学】

◆ 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・「蒲郡市小中学校部活動指針」に従い、活動時間や休養日などを遵守した活動を行う。【学・教】
- ・部活動の地域展開に向けた取組を推進する。【委】

ハ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

◆ 給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時の見守りを担任以外も取り組む等の方法を取り入れ、担任の負担軽減を図る。【学】
- ・保護者や地域の方等が、給食時のサポートを行うことをさらに進める。【学】

◆ 授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・スクールサポートスタッフや校務補助員が、教材等の印刷や物品等の準備やその他の補助的な業務を行う。【学】
- ・授業準備におけるデジタル技術の活用を促進する。【学・教】

◆ 学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・デジタル採点支援システムを活用し、採点時間・観点別評価に要する時間の短縮を図る。【学・教】

◆ 学校行事の準備・運営（「3分類」⑰関係）

- ・『「時間」対教育効果』を念頭に、学校行事の見直しを行う。【学】

◆ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑱関係）

- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の生徒指導関係の校内会議への参加を促し、専門的な知見を活用しつつ教育職員が連携・協働した児童生徒の支援体制を引き続き構築する。【委・学】
- ・医療・福祉・警察等の関係機関と学校との連携する会をもつことで、学校が組織として関係機関と連携・協働し、適切な役割分担のもと支援を行うことのできる体制を構築する。【委】
- ・医療的ケア看護職員の派遣を検討したり、特別支援教育指導補助員、医療・福祉に関する専門的な人材の派遣を拡充したりする。【委】
- ・校内教育支援センター指導員・補助員、あすなろ教室指導員・指導補助員、こころの相談支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、日本語指導に係る支援員等の配置拡充に努める。また、活用事例等を示し、学校における活用促進に向けた体制を構築する。【委】

（2）学校や市教育委員会、関係諸機関における措置の推進

以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時間数や週あたり授業時間数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるように設定する。特に、標準時間数を大幅に上回って（小4以上は年間で1086単位時間以上）編制されている場合には、指導体制に見合うものとなるように見直す。【委・学】
- ・学校行事や学年行事等については、慣例にとらわれず、当初のねらいが形骸化し、十分な教育効果が見込めない活動等の見直し、児童生徒が成長していく上で必要な活動を精選する。【学】
- ・清掃時間・頻度の見直しなど、日課表の工夫を行う。【学】
- ・校内デジタル情報をきちんと整理・整頓し、誰でも必要な時に必要な情報が短時間で検索したり、閲覧したりできるシステムを構築する。教育職員が、最初から計画等を作成しなくても、参考にできる部分は取り入れられるように工夫する。
【学】
- ・スクールサポートスタッフや校務補助員が行うことができる業務内容を見直し、学校側が補助してほしい業務について、補助できるようにしていく。【委】
- ・情報主任の研修会や情報交換会で各学校の取組を紹介し、校内の情報管理の参考にしてもらう。【委】
- ・勤務時間外の留守番電話機能や電話の録音機能を全小中学校に設置してくことを積極的に推進する。【委】

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1 箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、校長による面接指導を実施する。また、1 箇月時間外在校等時間が100時間を3箇月連続超えた教育職員は、面接医による面接指導を実施する。【委・学】
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団の結果等も活用して職場改善を推進するとともに、面接医との面談を希望する教育職員が面談を受けられる体制を整える。【委・学】
- ・ストレスチェックの結果と時間外在校等時間の報告結果を踏まえ、市教育委員会において総括衛生委員会を実施し、対応を検討する。【委】
- ・年次休暇を取得したい教育職員が気兼ねなく取得できる雰囲気づくりに努める。【学】
- ・日頃より「チーム学校」を意識し、教科指導や行事の準備を協力して行ったり、気軽に相談したりできる体制づくりと雰囲気づくりに努める。【学】
- ・学校における定時退校日を設定するよう推進し、長期休業等の期間中には、各種休暇を取得しやすいように一斉閉校期間の設定を行う。【委】

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、各学校の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、蒲郡市学校教育課のホームページで公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。
- ・時間外在校等時間に関する目標の達成状況については、出勤管理システム（打刻ちゃん）等を用いて把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果等から把握する。
- ・各学校の状況を随時確認し、課題が見られるときは、当該学校に聞き取り調査や指導・助言等を行う。特に、時間外在校等時間に改善の見られない教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保等に課題のある学校に対しては、速やかに状況が改善されるよう、当該学校に対する支援・指導を実施する。
- ・市教育委員会は、各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え、各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教育職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・学校での児童生徒の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・本計画に示した教育職員の業務量管理・健康確保措置の内容について、市長部局と連携して保護者や地域に周知し、保護者や地域からの理解・協力が得られるよう、働きかける。